

## 豊中エコショップ制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に取り組む店舗を「豊中エコショップ」(以下「エコショップ」という。)として認定し、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、市民に事業者の取組みについて周知を行うことで、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化の一層の推進を図り、併せて市内事業者のこれらの取組みを支援することを目的とする。

### (認定の対象)

第2条 この要領に基づくエコショップの認定の対象は、本市の区域内に存する直接消費者に物品の販売やサービスの提供を行う次の店舗とする。

- (1) 飲食店 主として注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる店舗
- (2) 量販店 スーパー、コンビニ、ドラッグストア、家電量販店など、さまざまな商品を大量に仕入れて販売する店舗
- (3) 小売店等 前2号に該当しないその他の店舗

### (認定基準)

第3条 エコショップの認定基準は、別表1に定める取組み項目のうち、2項目以上該当している場合とする。

2 エコショップのステップアップ認定基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 優良エコショップの認定基準は、エコショップに認定された後1年を経過し、かつ、別表2に掲げる評価項目の評価点が基準点以上に達している場合とする。
- (2) 優秀エコショップの認定基準は、優良エコショップに認定された後1年を経過し、かつ、別表3に掲げる評価項目に基づく評価点が基準点以上に達している場合とする。

### (申込み)

第4条 エコショップの認定を受けようとする店舗は、エコショップ認定申込書(様式1)を市長に提出するものとする。

2 すでにエコショップに認定された店舗が、ステップアップ認定を受けようとするときは、エコショップステップアップ認定申込書(様式2)を市長に提出するものとする。

### (審査及び認定)

第5条 市長は、前条の申込みがあった場合は、店舗の訪問調査を行うものとする。

2 市長は、前条第2項の申込みがあった場合は、別に定める「豊中エコショップ審査員」に意見を求めることができる。

3 市長は、第3条の基準を満たしていると認める店舗をエコショップ、優良エコショップまたは優秀エコショップと認定し、認定証及び認定ステッカーを交付する。

(認定の公表)

第6条 市長は、エコショップに認定した店舗（以下「認定店」という。）について、市のホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(ラベリングステッカー等の配布)

第7条 第5条第3項の認定を受けた店舗について、第4条第1項のエコショップ認定申込書の取組項目が、別表1に定めるラベリングステッカー等配布項目に該当する場合は、当該ラベリングステッカー等を交付する。

2 前項については、すでに認定を受けている店舗にも適用する。その際、豊中エコショップラベリング申込書（様式4）を市長に提出するものとする。

(認定事項の変更)

第8条 認定店の代表者は、申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかにエコショップ認定変更申込書（様式3）を市長に届け出るものとする。

2 ラベリングステッカー等配布項目に該当しなくなった場合は、市長の指示に従って当該ラベリングステッカー等を処理しなければならない。

(認定の取消等)

第9条 市長は、認定店が次のいずれかに該当するときは、認定の取消しを行うことができる。

- (1) 認定店から認定の取消の申出があったとき。
- (2) 認定店の廃業が確認されたとき。
- (3) 認定店が第3条に規定する認定基準に該当しないと認められるとき。
- (4) その他認定店として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた認定店は、認定証及びステッカーを市長に返納しなければならない。

(ロゴマークの使用)

第10条 本制度を広く周知するため、ロゴマークを別途定めるものとする。

2 認定店は、前項の規定により定められたロゴマークを使用して広告を行うことができる。ただし、販売する商品に付してはならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月6日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正前の要領に基づき令和4年3月31日現在豊中エコショップ制度運営協議会よりエコショップ、優良エコショップまたは優秀エコショップの認定を受けている店舗等については、市長による認定を受けたものとみなす。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 豊中エコショップ制度取組み項目

分類	取組項目	ラベリングステッカー 配布項目 (脱プラ取組み・食品 ロス削減取組み の場合のみ配布)
1.発生抑制	1 ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用量削減に努めている。	○ ワンウェイプラスチック削減の推進（脱プラ）
	2 マイボトル持参促進に取り組んでいる。	○ マイボトルの推進（脱プラ）
	3 簡易包装を実施している。	○ 簡易包装の実施（脱プラ）
	4 広告チラシ、事務用紙等、紙の使用量の抑制に努めている。	
	5 割り箸や紙おしぼりの使用量削減または、不使用に努めている。	
	6 商品のばら売り、量り売り、少量メニューの提供等、適量で無駄の出ないような提供を行っている。	○ 少量メニュー等の提供（食品ロス）
	7 手前どりキャンペーンの実施や、3010 運動など食品ロスを出さないよう啓発活動をしている。	○ 啓発活動の実施（食品ロス）
	8 売れ残りそうな場合は値引きにより売り切ることで廃棄物を出さないようにしている。	○ 売れ残りを減らすための工夫（食品ロス）
	9 調理くずや食べ残し等をなるべく出さない工夫をしている。	○ 持ち帰り希望者への対応（食品ロス）
	10 売れ残りそうな食品をフードバンクへ引き渡すことにより廃棄処分にならないようにしている。	
	11 フードドライブ活動のため、店頭回収ボックスを設置している。	○ フードドライブ活動等への協力（食品ロス）
	12 製品を作る時に、製品ができるだけ長く使えるように工夫している。（耐久性、修理のしやすさ等）	
	13 製品を作る時に、原材料を無駄なく効率的に使うように工夫している。	
2.資源物の再使用	1 リターナブル瓶による仕入れ、販売、回収等をしている。	
	2 商品の仕入れ又は、納入に当たっては、通い箱の利用や簡易包装に努めている。	
	3 修理や下取り、中古品の販売等、製品の長期間使用に取り組んでいる。	
3.資源物の再生利用	1 リサイクルのため、再生資源の一部を店頭回収している。	
	2 再生品を販売している。	
	3 容器包装材や事務用品等に再生品を使用している。	
	4 食品廃棄物をリサイクルするなど廃棄処分にならないようにしている	
	5 事業系ごみの分別を理解し、リサイクルできるものは再資源化している。	
4.環境配慮	1 エコマーク商品等、環境保全型商品の販売を推進している。	
	2 太陽光発電、グリーンカーテン設置や、空調・照明等の調整など節電、地元産食材の使用や販売に努めるなど、CO2 排出量削減に取り組んでいる。	
	3 有機栽培や低農薬栽培など環境に配慮した食材の使用や販売に努めている。	

信 ・ 研 修 等	5. 情 報 発	1	環境学習・研修会の実施や、環境に関する研修会等への参加など、環境意識を高める取組みをしている。		
量 全 般	6. ご み 減	1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削減目標の設定 (食品ロス)</li> <li>・削減目標の設定 (脱プラ)</li> </ul>
7. そ の 他		1	その他、環境に配慮した取組みをしている。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他(食品ロス)</li> <li>・その他(脱プラ)</li> </ul>

別表2 【優良エコショップ認定基準】

必須項目を実施、かつ評価点の平均が8点以上であれば優良エコショップに認定します。

分類	必須項目	評価点	評価項目
1.発生抑制		1	ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用量削減に努めている。
		1	ペットボトルの使用を控えるため、マイボトルの持参を促進する取組みなどを行っている。
		1	広告チラシ、事務用紙等、紙の使用量の抑制に努めている。
		1	使い捨てされる割り箸や紙おしぼり、紙ナフキン等の使用量削減または、不使用に努めている。
		1	食品ロス削減に向けた取組みを行っている。
		1	手前どりキャンペーンの実施や、3010運動、フードドライブなど食品ロスを出さないよう啓発活動をしている。
		1	製品を作る時に、製品ができるだけ長く使えるように工夫している。（耐久性、修理のしやすさ等）
2.資源物の再使用		1	商品の仕入れ又は納入に当たっては、通い箱の利用や簡易包装に努めている。
		1	リターナブル瓶による仕入れ、販売、回収等をしている。
3.資源物の再生利用		1	リサイクルのため、再生資源の一部を店頭回収している。
		1	事業系ごみの分別を理解し、リサイクルできるものは再資源化している。
4.情報発信・研修等	○	1	環境学習の実施や環境に関する研修会、講演会、イベント等への参加など、環境意識を高める取組みをしている。
5.ごみ減量全般	○	1	ごみの量を数値で把握し、削減に向けて具体的な目標設定をしている。
6.その他		1	自社ホームページ等で豊中エコショップをPRしている。また、エコショップ制度に関する施策に協力している。
		1	上記項目以外で環境に配慮した独自の取組みを行っている。

別表 3 【優秀エコショップ認定基準】

認定項目に該当する取り組みがあり、評価点の平均が 10 点以上であれば優秀エコショップに認定。取り組み数は限定しない。

認定項目		評価項目
1	活動の頻度および継続性	廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に関する活動があり、その継続性、活動頻度が優れている。
2	活動の実績と効果	廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に関する活動の実績と効果がある。
3	協働・連携の実効性	環境に配慮した活動の取組みの、市民・地域・事業者・行政等との協働・連携の実効性がある。
4	活動の先進性・独創性	廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に関する活動等、環境に配慮した活動で、事業内容を活かした先進的または独創性のある取組みで効果がある。

(評価)

2. 客観的かつ公平に選考するため、全ての選考項目について、下記配点基準で評価を行う。

[3] 大変優れている

[2] 優れている

[1] 普通

※ 採点者の平均が 10 点以上を優秀エコショップに認定

(認定店舗数の考え方)

3. 認定は、優良エコショップにステップアップした店舗の申込みにより審査を行い、認定店舗数は限定しない